

そ の 他

市及び福祉事務所を設置する町村は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。
(生活困窮者自立支援法第4条第1項)

民生委員は、市町村の区域にこれを置く。
(民生委員法第3条)

市町村の区域に児童委員を置く。
民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
(児童福祉法第16条第1項から第3項)

市町村は、条例の定めるところにより、政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。
(災害弔慰金の支給に関する法律第3条第1項)

市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。
(災害弔慰金の支給に関する法律第8条第1項)

そ の 他 目 次

I 援 護 関 係	129
II 生活困窮者自立支援事業	130
III 民生委員・児童委員	131
IV 宮古市総合福祉センター	133
V 災害弔慰金・災害障害見舞金	134
VI 宮古市が所管する社会福祉法人	135

I 援 護 関 係

旧軍人・軍属・戦没者の遺族に対して、次のような事務を行っています。

- (1) 旧軍人・軍属に対する普通恩給・一時恩給・一時金の請求書の進達
- (2) 戦没者遺族に対する一時扶助料・遺族年金・遺族給与金・特別給付金・特別弔慰金の請求書の進達
- (3) 国債の交付・国債を担保とする生業資金の貸付申請受付・国債の買上申請受付
- (4) 戦没者・未伝達者に対する叙位・叙勲に伴う所在調査・勲章伝達
- (5) 永住帰国者に対する援護
- (6) 平和祈念事業特別基金に関する事業

1 援護事務関係

事 務 年 度	戦傷病者等の妻に 対する特別給付金	戦 没 者 の 遺 族 に 対する特別弔慰金	恩給法による公務 傷 病 に よ る 恩 給
令和元年度	請求受付進達 0 債券交付 0	請求受付進達 0 債券交付 0	—
令和2年度	請求受付進達 0 債券交付 0	請求受付進達 431 債券交付 0	—
令和3年度	請求受付進達 1 債券交付 1	請求受付進達 42 債券交付 457	—
令和4年度	請求受付進達 0 債券交付 0	請求受付進達 71 債券交付 19	—
令和5年度	請求受付進達 0 債券交付 0	請求受付進達 2 債券交付 57	—
令和6年度	請求受付進達 0 債券交付 0	請求受付進達 0 債券交付 0	—

2 戦没者追悼式の実施

戦没者を追悼し平和を祈念するため、遺族等が参加し毎年開催しています。

実施状況

年 度	実施月日	会 場	参列者
令和元年度	令和 元年 7 月 4 日 (木)	宮古市民総合体育館	141
令和2年度	令和 2 年 6 月 24 日 (水)	宮古市民総合体育館	22
令和3年度	令和 3 年 6 月 30 日 (水)	宮古市民総合体育館	24
令和4年度	令和 4 年 7 月 8 日 (木)	宮古市民総合体育館	35
令和5年度	令和 5 年 6 月 28 日 (水)	宮古市民総合体育館	100
令和6年度	令和 6 年 7 月 10 日 (火)	宮古市民総合体育館	85

Ⅱ 生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月 1 日に施行になった、生活困窮者自立支援法に基づき事業を実施します。本市では宮古市社会福祉協議会と委託契約を結び、「くらしネットみやこ相談室」を運営しています。

1 事業目的

生活にお困りの方、その恐れのある方が、生活保護に至る前段階で生活の立て直しを図れるよう、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給といった支援策を提供します。

2 事業内容

(1) 自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談事業、事業利用のためのプラン作成等を行います。

(2) 住居確保給付金の支給

離職等により住居を失う恐れのある者に対して家賃相当の住宅確保金を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、個人の都合によらず給与等を得る機会が離職等と同程度まで減少した方も収入・資産などの要件を満たせば対象となります。

(3) 就労準備支援事業

就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から有期で実施します。

(4) 一時生活支援事業

住居を失った者に対して支援方針が決定するまでの一定期間、居所と食事を提供します。

(5) 家計改善支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付の斡旋等を行います。

(6) 学習支援事業

生活困窮者家庭の子どもへの学習支援をはじめ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

令和 6 年度の利用実績一覧表

(単位：件)

相談 件数	(新規)	プラン 作成	事業ごとの利用件数					食料 提供
			住居 確保	就労 支援	一時 生活	家計 改善	学習 支援	
2,148	308	38	0	38	4	8	112	94

3 相談窓口

くらしネットみやこ相談室

宮古市末広町 4-9

65-7046

Ⅲ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法によって、地域の実情をよく知り、地域福祉活動に理解と熱意のある人たちの中から、民生委員推薦会の推薦を経て、厚生労働大臣及び県知事より委嘱された特別職の地方公務員（非常勤ボランティア）で、任期は３年です。

地域社会の中で支援を必要とする高齢者や障がい者、ひとり親世帯等の生活や福祉に関する相談や援護、調査等について、福祉事務所や関係専門機関等と連携・協力しながらさまざまな活動をしています。

また、民生委員は地域の児童の援助及び指導にあたる児童委員を兼ねています。

１ 地区別民生委員児童委員協議会の状況 （令和７年４月１日現在）

区 分	範 囲	委員数 (人)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	一人当 たり担 当世帯	主任児 童委員 数(人)
宮古南	向町、大通、末広町、宮町、南町	(11) 12	1,181	2,078	98	(0) 2
宮古西	栄町、館合町、鴨崎町、和見町、西町、 泉町、田の神、黒森町、山口、宮園	(7) 19	2,770	5,141	146	(1) 2
宮古北	保久田、緑ヶ丘、五月町、小沢、横町、 黒田町、新町、本町、沢田	(3) 6	884	1,560	147	(1) 2
愛 宕	新川町、築地、愛宕、光岸地、 中里団地	(4) 6	691	1,294	115	(2) 2
鉾ヶ崎	鉾ヶ崎、日影町、熊野町、蛸の浜町、 山根町、港町、日立浜町、日の出町、 佐原	(7) 10	1,810	3,589	181	(1) 2
藤 原	藤原、小山田	(2) 6	678	1,277	113	(2) 2
磯 鷄	磯鷄、八木沢、高浜、金浜	(10) 16	2,672	5,546	167	(2) 2
千 徳	近内、西ヶ丘、岩船、長根、太田、 千徳町、板屋、上鼻、根市、花原市、 長町	(7) 24	3,731	7,816	155	(2) 2
田 代	田代全域	(2) 3	120	238	40	(1) 2
津軽石	津軽石、赤前、堀内、白浜	(5) 11	1,640	3,555	149	(2) 2
重 茂	重茂、音部	(0) 8	438	1,209	55	(2) 2
崎 山	崎山、崎鉾ヶ崎	(7) 9	1,177	2,475	131	(1) 2
花 輪	花輪、田鎖、松山、老木、根城、牛伏、 長沢	(2) 10	1,336	2,963	134	(1) 2
田 老	田老全域	(11) 19	1,166	2,477	61	(2) 2
新 里	新里全域	(11) 16	998	2,135	62	(1) 2
川 井	川井全域	(7) 17	1,013	1,795	60	(2) 2
合計	(16 地区)	(96) 192	22,305	45,148	116	(23) 32

※ () 内は女性の人数

2 民生委員・児童委員活動状況（令和6年度）

（1）内容別相談・支援件数

相談内容	件 数
在宅福祉	163 件
介護保険	148
健康・保健医療	218
子育て・母子保健	67
子どもの地域生活	879
子どもの教育・学校生活	514
生活費	95
年金・保険	34
仕事	90
家族関係	523
住居	108
生活環境	286
日常的な支援	1,563
その他	2,279
合 計	6,967

（2）分野別相談・支援件数

相談内容	件 数
高齢者に関すること	2,946 件
障がい者に関すること	124
子どもに関すること	1,439
その他	2,458
合 計	6,967

（3）その他の活動件数

調査・実態把握	8,457 件
行事・事業・会議への参加協力	3,984
地域福祉活動・自主活動	8,411
民児協運営・研修	5,096
証明事務	258
要保護児童の発見の通告・仲介	35

（4）訪問回数

訪問・連絡活動	18,734 回
その他	14,940

（5）連絡調整回数

委員相互	7,984 回
その他の関係機関	5,552

（6）活動日数

28,825 日

Ⅳ 宮古市総合福祉センター

宮古市総合福祉センターは平成7年8月に開設しました。運営は宮古市社会福祉協議会に委託しており、ホームヘルプやデイサービス、在宅介護支援等の各種サービスを実施しています。

1 センター利用状況（施設管理運営事業）

（1） 利用実績

年 度	有 料		無 料		合 計	
	件数(件)	利用者数(人)	件数(件)	利用者数(人)	件数(件)	利用者数(人)
令和2年度	88	367	1,269	8,096	1,357	8,463
令和3年度	159	876	1,691	11,906	1,850	12,782
令和4年度	198	1,122	1,482	10,310	1,680	11,432
令和5年度	185	1,135	1,455	10,418	1,640	11,553
令和6年度	228	1,198	1,366	9,577	1,594	10,775

（2） 使用料徴収実績

年 度	個 人 利 用		団 体 利 用		合 計	
	人数(人)	使用料(円)	人数(人)	使用料(円)	人数(人)	使用料(円)
令和2年度	275	57,750	92	8,350	367	66,100
令和3年度	778	163,380	98	21,990	876	185,370
令和4年度	1,066	223,860	56	25,890	1,122	249,750
令和5年度	994	208,740	141	21,190	1,135	229,930
令和6年度	1,126	236,460	72	17,850	1,198	254,310

V 災害弔慰金・災害障害見舞金

国の指定する一定規模以上の自然災害で亡くなられた市民および行方不明になられている市民のご親族を対象に災害弔慰金を支給しています。また、著しい障害を生じた市民に災害障害見舞金を支給しています。

1 災害弔慰金支給状況

【東日本大震災】

(単位：上段件数(件) 下段支給額(千円))

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	R 5	累 計
生計維持者の死亡	(115) 575,000	(12) 60,000	(5) 25,000	—	—	—	(1) 5,000	(133) 665,000
生計維持者以外の死亡	(339) 847,500	(27) 67,500	(14) 35,000	(1) 2,500	(1) 2,500	(1) 2,500	—	(383) 957,500
過年度支給への追給	—	—	(1) 2,500	—	—	—	—	(1) 2,500
合 計	(454) 1,422,500	(39) 127,500	(20) 62,500	(1) 2,500	(1) 2,500	(1) 2,500	(1) 5,000	(517) 1,625,000
※H29～R4、R6 は支給実績なし								

【令和元年台風19号】

年度	区 分	件 数	支給額
令和元年度 ※他年度は対象無し	生計維持者	1 件	5,000 千円
	生計維持者以外	—	—
	合 計	1 件	5,000 千円

2 災害障害見舞金支給状況

【東日本大震災】

年度	区 分	件 数	支給額
平成24年度 ※他年度は対象無し	生計維持者	0 件	0 千円
	生計維持者以外	1 件	1,250 千円
	合 計	1 件	1,250 千円

3 災害弔慰金等審査会実施状況

災害発生時の直接的な死亡や受傷でなくても、災害に起因して死亡したと思われる場合や災害により著しい障害を生じたと思われる場合には、宮古市災害弔慰金等審査会(令和2年度まで岩手県に委託)に諮ったうえで、災害との関連を判断します。

これまでの実施状況は、次のとおりです。

【東日本大震災】

実施年度	区 分	災害弔慰金(関連死)	災害障害見舞金
平成23～28年度 ※他年度は実施無し	災害との関連性あり	54 件	1 件
	災害との関連性なし	68 件	9 件

VI 宮古市が所管する社会福祉法人

社会福祉法第30条第1項により、主たる事務所が宮古市にあり、宮古市の区域だけで事業を行う社会福祉法人は、宮古市が所轄庁となります。

所轄庁は、定款変更の認可、社会福祉法人の指導監査の実施、年度毎の届出書類（計算書類等決算書類、現況報告書、役員等名簿、役員等報酬の支給の基準）の確認及び社会福祉充実計画の承認を主な役割としています。

1 宮古市が所管する社会福祉法人 (令和7年4月1日現在)

社会福祉法人名	郵便番号	主たる事務所所在地	電話番号	法人設立年月日
川井心生会	028-2302	川井第2地割24番地3	76-2300	平成7年3月24日
恵心会	027-0041	西ヶ丘四丁目53番地8	62-7496	昭和50年3月12日
三宝会	027-0074	保久田1番5号	62-3929	昭和58年3月31日
慈愛会	027-0202	赤前第3地割14番地11	67-3340	昭和52年7月20日
田老和心会	027-0341	田老字養呂地6番地2	88-1200	平成9年11月17日
新里紫桐会	028-2101	茂市第1地割115番地1	72-2300	平成4年7月22日
宮古市社会福祉協議会	027-0038	小山田二丁目9番20号	64-5050	平成17年8月1日
若竹会	027-0075	和見町8番33号	65-9200	昭和50年3月12日

2 社会福祉法人の定款変更（変更届）認可数

年 度	定款変更認可数	定款変更届出受理数
令和4年度	3件	0件
令和5年度	2	0
令和6年度	2	0

※ 定款の変更する事項により、所轄庁の認可が必要なもの（定款変更認可申請）と届け出することで完了するもの（定款変更届出）とがあります。

3 社会福祉法人の指導監査（実地指導）実績数

年 度	一般監査実績数	特別監査実績数
令和4年度	4法人	1法人
令和5年度	5	0
令和6年度	3	0

※ 一般監査とは、年度計画をもとに実施日を法人に通知し、実施される指導監査をいいます。特別監査とは、不正又は著しい不正を疑うに足りる理由があるときなど、実施日を法人に通知せず、実施される指導監査をいいます。

4 社会福祉充実計画の承認

社会福祉充実計画とは、社会福祉法第55条の2の規定に基づき、社会福祉法人が毎会計年度その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した結果、残額が生じる場合において策定する計画をいいます。令和6年度は、社会福祉充実計画を実施している法人はありません。

